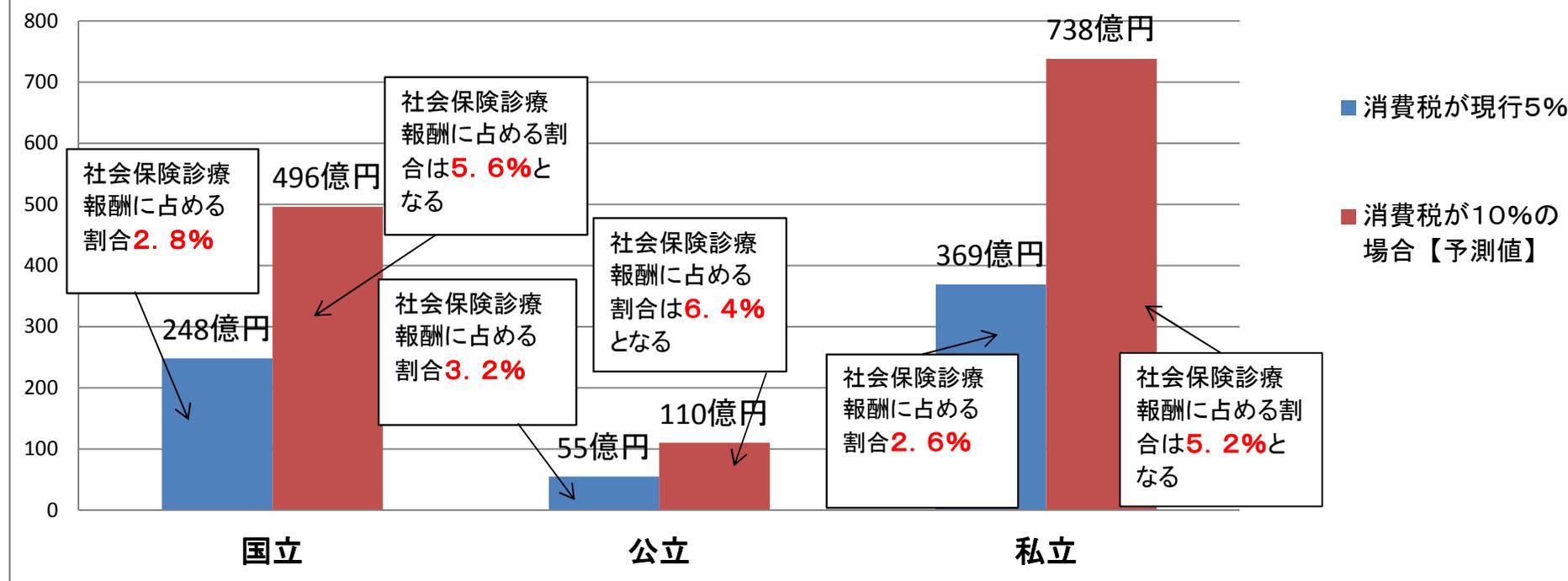


国公立大学医学部附属病院における 控除対象外消費税額(損税)〈平成24年度〉について【予測値】



※国立大学、公立大学は、全国医学部長病院長会議の調査による
 ※私立大学は、日本私立医科大学協会の調査による

政府は、平成元年の消費税導入時に社会保険診療報酬を損税解消として0.76%を計上して措置し、さらに平成9年に消費税率が3%から5%に引き上げられた際には、同じく0.77%計上して措置し、合計で社会保険診療報酬に1.53%を手当てして病院の損税負担解消にあてたとしている。

しかしながら、国公立大学における診療報酬に対する控除対象外消費税の割合は、上記の通り2.6%~3.2%となっており、仮に1.53%が補填されているとしても不足していることは明らかである。

現行の消費税率5%の場合、概ね合計して672億円となり、10%に引き上げられた場合は、1,344億円と推計される。